

卒業延期制度に関する規程

平成 20 年 1 月 11 日
理事長 決定
規程 第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、引き続き在学することを認める制度（以下「卒業延期制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 卒業延期制度の対象となる学生は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国際教養大学学則（以下「学則」という。）第 5 2 条第 1 項に規定する卒業の要件を満たすこと。ただし、在学期間が 4 年に満たない者は対象とならない。
- (2) 引き続き在学することにより、在学期間が学則第 2 7 条第 1 項に規定する年数を超えないこと。
- (3) 授業料を滞納していないこと。

(在学の延長)

第 3 条 学生が卒業延期制度の適用を希望するときは、学長は、在学の延長を許可することができる。

2 前項の在学を延長することのできる期間は、学則第 2 7 条第 1 項に規定する在学年限の範囲内で、教育研究会議が決定するものとする。

(手続)

第 4 条 卒業延期制度の適用を希望する者は、本来卒業すべき学期（既に卒業延期制度の適用を受けている者にあつては、延長後の在学期間が終了する学期。以下同じ。）の所定の期限までに卒業延期願を学生部長に提出しなければならない。

2 前条第 1 項により卒業の延期を許可された者（以下「卒業延期者」という。）に対しては、卒業延期許可通知書を交付する。

3 卒業延期者が事情変更により本来卒業すべき学期の終了日の卒業を希望する場合は、所定の期限までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、当該許可の取消を経て、当該終了日に卒業するものとする。

4 卒業延期者が延長期間に係る授業料を所定の期限までに納付しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、本来卒業すべき学期の終了日に卒業するものとする。

(授業科目の履修)

第 5 条 卒業延期者は、授業科目を履修することができる。

(卒業の時期)

第 6 条 卒業延期者の卒業の時期は、第 3 条で決定された学期の終了日とする。

(休学の取扱い)

第7条 卒業延期期間中は、休学を認めない。

(留学の取扱い)

第8条 卒業延期期間中は、学則第49条による留学を許可することができる。

(授業料の取扱い)

第9条 卒業延期者の授業料の納付については、国際教養大学における授業料等取扱規程の定めるところによる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、卒業延期制度に関して必要な事項は、教育研究会議において定める。

附 則

この規程は、平成20年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。